

## **[事案 27-312]手術給付金支払請求**

・平成 28 年 6 月 30 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

手術給付金の請求をしたが、保険会社が当該手術は手術給付金の支払対象ではないとして支払いを拒んだことから、手術給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

昭和 53 年 5 月に契約した定期保険特約付終身保険について、以下の理由により、自分が受けた経皮的冠動脈形成術等について手術給付金を支払ってほしい。

- (1) 請求前に、保険会社の営業所を訪問して、保険会社の職員に対して、手術給付金の支払いの可否を問い合わせたところ、「ほぼ可能」という返答を得たので、保険会社に請求した。
- (2) 更新時に支払条件の提示や約款の説明がないのは顧客に対して不誠実である。
- (3) 本件契約の約款は、当然、現代に即した改訂がなされていると思っていた。
- (4) 社会保険等で認めている手術は約款に書かれていなくても、手術給付金の支払対象とするべきである。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 当社の職員は、申立人に対して、手術給付金の支払いが「ほぼ可能」という説明はしていない。
- (2) 本件契約における疾病特約や災害入院特約は、更新型の特約ではなく、更新時の説明というものは誤解である。
- (3) 約款は、契約により定めた保険契約の内容であり、保険期間中に、相手方が一方的に内容を変更することはできない。
- (4) 保険契約の内容は、約款に定められている。保険料も約款に定められた保障の内容に応じて定められており、健康保険等で認めている手術は約款に書かれていなくても、手術給付金の支払対象とするべきであるという申立人の主張は認められない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面に基づく審理の他、保険会社の職員に不適切な対応があったかどうかなど、請求時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、手術給付金の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。